

# 令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業費補助金 交付要綱

制定 令和5年5月30日

## (趣旨)

第1 県は、ポストコロナに向けた地域公共交通の活性化を図るため、交通事業者が行うポストコロナを見据えた取組や生産性向上の取組、縄文遺跡群を活用した取組に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、当該交通事業者等に対し、ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ポストコロナに向けて地域交通の活性化に取り組む地域公共交通活性化応援事業とし、その区分は別表のとおりとする。

## (補助事業者)

第3 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 県内に営業所を置くバス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者及び同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者。）
- (2) 県内に営業所を置くタクシー事業者（同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者。以下同じ。）
- (3) 県内に営業所を置く鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に定める第1種鉄道事業を営業者及び同条第3項に定める第2種鉄道事業を営業者（旅客の運送を行うものに限る。）。ただし、北海道旅客鉄道株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社は除く。）
- (4) 県内に営業所を置く航路事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に定める一般旅客定期航路事業を営業者。）

## (補助対象経費、補助限度額及び補助金の額)

第4 補助対象経費、補助限度額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

## (申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により、前項の申請書に添付しなければ

ならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合において、変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和6年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業の完了後は、補助事業により整備した設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間にわたって継続して使用すること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を第11第2項に規定する期間整備保管すること。

（申請の取下げの期日）

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、補助金請求書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第10 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業が完了した日（補助事

業の廃止の承認を受けた場合は、その日) から起算して30日を経過した日又は令和6年3月8日のいずれか早い時期までに事業完了(廃止)実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績報告書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) 財産管理台帳(第6号様式)の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(取得財産等の処分の制限)

第11 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格が50万円以上の機械、器具等とする。

2 規則第19条ただし書の規定により、財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、規則第19条の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(第9号様式)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けようとする場合において、交付した補助金のうち規則第19条の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する額を返還するとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じる場合は、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付すること。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第10号様式)により速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

附則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。



別表

区分	補助対象経費	補助限度額	補助金の額
ポストコロナを見据えた取組	<p>交付要綱第3各号に該当する補助事業者が、ポストコロナを見据えて新たに実施する密回避の取組や乗継改善に資する取組に要する経費のうち、知事が必要と認める経費とし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p> <p><b>【取組例】</b>            密回避：低密度運行の実証、混雑情報システム導入 等            乗継改善：案内表示の多言語化、FreeWifi の導入、空港や新幹線駅等のゲートウェイ（県の地域公共交通ネットワークにおいて中核となる拠点）における二次交通のPR 等</p>	上限額 3,000,000 円	補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額又は3,000,000 円のいずれか低い額以内の額とする。
生産性向上に向けた取組	<p>交付要綱第3各号に該当する補助事業者が、ポストコロナを見据えて新たに実施する地域交通のデジタル化やドライバー不足等の解消に向けた労働力の確保に要する経費のうち、知事が必要と認める経費とし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p> <p><b>【取組例】</b>            デジタル化：AI オンデマンド、バスロケーションシステム、配車アプリ及びマルチ決済等の導入 等            労働力確保：インターンシップ、免許等の資格取得支援 等</p>	上限額 3,000,000 円	補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額又は3,000,000 円のいずれか低い額以内の額とする。
「青森の縄文遺跡群」活用に向けた取組	<p>交付要綱第3各号に該当する補助事業者が、ポストコロナを見据えて新たに実施する「青森の縄文遺跡群」活用に向けた取組に要する経費のうち、知事が必要と認める経費とし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p> <p><b>【取組例】</b>            縄文遺跡周遊ツアー、縄文シャトルバス等の運行 等</p>	上限額 3,000,000 円	補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額又は3,000,000 円のいずれか低い額以内の額とする。

青森県知事

殿

申請者  
住所  
名称  
(代表者氏名)

令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業費  
補助金交付申請書

令和5年度において実施する青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化  
応援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関す  
る規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業着手予定年月日 令和 年 月 日

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助対象経費の総額及びその内訳

区 分	補助対象 金額	補助対象金 額から控除 する額	補助率	補助金 申請額
	円	円		円
計			—	

4 その他特記事項

第2号様式（第5及び第10関係）

事業計画（実績報告）書

区分	事業内容	事業費		備考
		算定基礎	金額(円)	
		計		

第3号様式（第5及び第10関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	予算額(円)	(精算額)(円)	(比較増減)(円)
計			

2 支出の部

区 分	予算額(円)	(精算額)(円)	(比較増減)(円)
計			

青森県知事

殿

補助事業者  
住所  
名称  
（代表者氏名）

令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業  
変更承認申請書

令和 年 月 日付け青交第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県  
ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業を、下記のとおり変更したい  
ので、承認して下さるよう、令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共  
交通活性化応援事業費補助金交付要綱第6第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由

青森県知事

殿

補助事業者  
住所  
名称  
（代表者氏名）

令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青交第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森県  
ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業を、下記のとおり中止（廃止）  
したいので、承認して下さるよう、令和5年度青森県ポストコロナに向けた地  
域公共交通活性化応援事業費補助金交付要綱第6第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第6号様式（第6及び第10関係）

財産管理台帳

区 分	実施期間	事業内容	経費の負担区分				処分制限期間		処分の状況		備考
			事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
				県補助金	自己資金	その他					
			円	円	円	円					

青森県知事

殿

補助事業者  
住所  
名称  
(代表者氏名)

令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業費  
補助金請求書

令和 年 月 日付け青交第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度青森県  
ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業費補助金として、下記のとおり  
請求します。

記

1 請求額 金 円

2 内 訳

交付決定額	請求額	残 額
円	円	円

4 支払先  
銀行名  
預金種別  
口座番号  
口座名義

青森県知事

殿

補助事業者  
住所  
名称  
（代表者氏名）

令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業  
完了(廃止)実績報告書

令和 年 月 日付け青交第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業が完了(を廃止)したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

青森県知事

殿

補助事業者  
住所  
名称  
（代表者氏名）

財産処分承認申請書

令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第19条に基づき、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の名称
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項

番 号  
令和 年 月 日

青森県知事

殿

補助事業者  
住所  
名称  
(代表者氏名)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和5年度青森県ポストコロナに向けた地域公共交通活性化応援事業費補助金交付要綱第12の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1 補助金額（令和 年 月 日付け第 号による補助金の額の確定通知）           | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額             | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                              | 円 |

（注）

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
- 3 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。